

米穀周年供給・需要拡大支援事業実施要領

農林水産省生産局長通知

制定 平成27年4月9日付け26生産第3472号

改正 平成28年4月1日付け27政統第 922号

平成28年11月30日付け28政統第1239号

平成29年3月31日付け28政統第1861号

平成30年3月30日付け29政統第1932号

平成31年3月28日付け30政統第1743号

第1 趣旨

米穀周年供給・需要拡大支援事業の実施については、米穀周年供給・需要拡大支援事業実施要綱（平成27年4月9日付け26生産第3466号農林水産事務次官依命通知。以下「実施要綱」という。）の定めによるほか、この要領の定めるところによる。

第2 事業の実施

1 事業実施主体

(1) 実施要綱第2の1の事業の実施主体は、需要に応じた生産・販売を行うために、次に掲げる条件全てを満たす積立てを行っている集荷業者・団体又は事業実施年度中に積立てを開始した集荷業者・団体であって、事業実施年度の前年産又は前々年産の出荷数量が200トン以上の者とする。

- ① 生産者等の負担による積立てであること
- ② 積立ての方法、用途、資金管理のルールが明確になっていること
- ③ 別表に掲げるいずれの取組項目にも適切に活用可能であること
- ④ 毎年度一定の積立てが維持されていること

(2) 実施要綱第2の2の事業の実施主体は、現物市場の開設主体であって、次に掲げる条件のいずれかを満たす取組を行おうとする者とする。

- ① 卸売業者の全国団体及び集荷業者の全国団体が共に参画している現物市場の開設主体が行うシステムの開発・導入の取組
- ② 複数の産地品種銘柄の取引が年間を通じて行われている複数の現物市場の開設主体が、共同で行うシステム開発・導入の取組

(3) 実施要綱第2の3の事業の実施主体は、民間団体等（民間事業者、公益社団法人、公益財団法人、一般社団法人、一般財団法人、特定非営利活動法人、事業協同組合、企業組合、商工業者の組織する団体、農林漁業者の組織する団体、独立行政法人、認可法人、特殊法人及び学校法人をいう。）であって、次に掲げる条件のいずれかを満たす者とする。

- ① 米穀の生産、流通、販売等に関する知識及び人的ネットワークを有する者
- ② 過去に商談会やセミナー等の開催実績がある者

2 補助対象とする取組及び経費

本事業の助成対象とする取組内容、経費、単価及び補助率は、別表に掲げるとおりとする。

3 事業計画の作成及び承認手続

(1) 事業実施主体は、本事業を実施しようとするときは、事業実施計画（様式第1号）その他関係書類を添付し、事業承認者（実施要綱第4の1の事業承認者をいう。以下同じ。）に提出して、その承認を受けるものとする。

ただし、別に定める本事業の公募要領により選定された補助金交付候補者の選定時の事業実施計画については、事業承認者の承認を受けたものとみなす。

(2) 事業承認者は、(1)の承認を行うに際し、必要があると判断した場合は、関係する書類の提出を要求し、現地調査を実施できるものとする。この際、事業実施主体は事業承認者の求めに応じ、調査等に協力するものとする。

(3) 事業実施計画の重要な変更は、次の①から③までに掲げる変更とする。また、変更に係る手続は、(1)に準じて行うものとする。ただし、米穀周年供給・需要拡大支援事業費補助金交付要綱（平成27年4月9日付け26生産第3468号農林水産事務次官依命通知。以下「交付要綱」という。）第6又は第9第1項の規定に基づき交付決定者の承認を受けた場合には、当該承認をもって事業承認者の承認に代えることができる。この際、事業の中止又は廃止を除き、変更後の事業実施計画を添付するものとする。

① 経費の配分の変更（ただし、交付要綱第10に規定する軽微な変更を除く。）

② 事業内容の変更（ただし、交付要綱第10に規定する軽微な変更を除く。）

③ 事業の中止又は廃止

4 非主食用販売に関する契約等

(1) 事業実施主体は、別表の1の周年供給・需要拡大支援のうち非主食用への販売の取組（需要に応じた米の生産・販売の推進に関する要領（平成26年4月1日付け25生産第3578号農林水産省生産局長通知。以下「需要推進要領」という。）の別紙1の第2の2並びに別紙2の第2の1、2及び5の取組と同様と認められる取組をいう。以下同じ。）を行う場合にあっては、以下に掲げる事項を記載した非主食用の販売に関する契約（以下「非主食用販売契約」という。以下同じ。）を当該非主食用の買受事業者と締結するものとする。

なお、仲介業者が販売（販売を委託する場合を除く。）に介在する場合は、非主食用販売契約に当該仲介事業者を含めるものとする。

① 他の用途への転用及び転売の禁止に関する事項

② 違約金その他の契約の履行を担保する措置に関する事項

(2) 買受事業者は、非主食用販売契約の締結に当たり、様式第4号による誓約書を作成し、当該誓約に係る契約書の写しを添付の上、事業実施主体を経由して事業承認者に提出するものとする。

5 事業実施計画に基づく取組の報告

(1) 事業実施主体は、事業実施計画に基づく取組の実施状況及び評価について、様式第2号により事業実施状況等報告を作成し、交付決定のあった翌年度の4月10日までに事業承認者へ報告するものとする。ただし、交付要綱第15に規定する実績報告書に添付することをもって事業承認者への報告に代えることができる。

なお、別表の3の業務用米等の安定取引拡大支援については、様式第3号により事業成果状況報告を作成し、本事業の終了年度の翌年度から起算して3年間、報告に係る年度の翌年度6月末までに事業承認者に報告するものとする。

(2) 事業承認者は、報告を受けた事業実施状況等報告又は事業成果状況報告について検討し、必要があると判断した場合には、関係する資料の提出を要求し、現地調査を実施できるものとする。この際、事業実施主体は事業承認者の求めに応じ、調査等に協力するものとする。

6 補助金の返還

(1) 事業承認者は、3の(1)の規定により承認を受けた事業実施計画に定められた取組が行われたと認められない場合、買受事業者が4の(2)の誓約に反して契約に係る用途以

外への転用及び転売を行った場合並びに交付要綱第17第1項の規定による交付決定の取消しがされた場合には、事業実施主体に対し、補助金の全部又は一部の返還を命ずるものとする。

- (2) (1)の返還については、自然災害その他事業実施主体の責めに帰さない事情により、事業実施計画に定められた取組が行われなかったこと等が確認できる場合にあっては、その対象としないことができるものとする。

第3 資金の管理

事業実施主体は、米穀周年供給・需要拡大支援事業費補助金を他の施策・事業に係る経費と区分して管理するものとする。

第4 書類の保管

事業実施主体は、本事業に関する書類を、事業終了年度の翌年度の4月1日から起算して5年間整備保管することとする。

附 則

この要領は、平成27年4月9日から施行する。

附 則（平成28年4月1日27政統第922号）

- 1 この要領は、平成28年4月1日から施行する。
- 2 この通知による改正前の本要領により実施した事業については、なお従前の例による。

附 則（平成28年11月30日28政統第1239号）

この要領は、平成28年11月30日から施行する。

附 則（平成29年3月31日28政統第1861号）

- 1 この要領は、平成29年4月1日から施行する。
- 2 この通知による改正前の本要領により実施した事業については、なお従前の例による。

附 則（平成30年3月30日29政統第1932号）

- 1 この要領は、平成30年4月1日から施行する。
- 2 この通知による改正前の本要領により実施した事業については、なお従前の例による。

附 則（平成31年3月28日30政統第1743号）

- 1 この要領は、平成31年4月1日から施行する。
- 2 この通知による改正前の本要領により実施した事業については、なお従前の例による。

別表：米穀周年供給・需要拡大支援事業の対象経費

1 周年供給・需要拡大支援

項目	取組内容	補助対象経費	助成単価・補助率
周年安定供給のための長期計画的な販売の取組	主食用として作付・収穫された米穀を、生産年の翌年の11月から翌々年の3月まで長期計画的に販売する取組(※1)	金利倉敷料、集約経費	定額(1/2相当) 〔金利倉敷料：別記1の通り〕 〔集約経費：2,040円/トン(※4)〕
輸出向けの販売促進等の取組	主食用米を輸出に仕向ける際の商品開発、販売促進等の取組(※2)	旅費、謝金、賃金、使用料及び賃借料、役務費、通信運搬費、印刷製本費、広告宣伝費、消耗品費、委託費、輸送費	1/2以内
業務用向け等の販売促進等の取組	主食用米の外食・中食・給食向け等の販売を拡大するための商品開発、販売促進等の取組(※2)	旅費、謝金、賃金、使用料及び賃借料、役務費、通信運搬費、印刷製本費、広告宣伝費、消耗品費、委託費、輸送費	1/2以内
非主食用への販売の取組	主食用米を、飼料用、加工用などの非主食用へ販売する取組(※3)	金利倉敷料、バラ化経費、運送経費、集約経費	定額(1/2相当) 〔金利倉敷料：別記2の通り〕 〔バラ化経費：310円/トン(※4)〕 〔運送経費：2,630円/トン(※4)〕 〔集約経費：2,040円/トン(※4)〕

(※1) 生産年の翌年の7月末迄に契約されたものを対象とする。

(※2) 本事業の趣旨に鑑み、集荷規模に対して過度な支援とならないよう、必要に応じて支援の上限を設けることができるものとする。

(※3) 主食用米のうち、次に掲げる条件全てを満たすものについて、事業実施年度の3月末迄に非主食用に販売する取組を対象とする。

① 生産年の翌年の7月末迄に契約されたものであること

② 本事業の趣旨にのっとり、必要な対策として非主食用に販売されるものであることが客観的に明らかであること

③ 買受事業者から「非主食用米の適正流通に関する誓約書(様式第4号)」の提出が行われていること

(※4) 実際に経費負担が生じた場合に対象とする。

(別記1)

1 金利倉敷料の基本助成額

金利倉敷料の助成額は、様式第1号別添1-2により算出される助成対象米穀の月別金利倉敷料助成単価を用いて様式第1号別添1-3の1により算出される額とする。

2 複数年契約等による加算

次の(1)又は(2)に掲げる契約に該当する場合には、様式第1号別添1-3の2により算出される額を加算することとする。

(1) 収穫前契約

収穫前契約については、収穫前契約における補助対象米穀の年産(以下「補助対象年産」という。)の個別の契約数量の合計(以下「契約総量」という。)が1,000実トン以上の契約数量を加算対象とする。

(2) 複数年契約

複数年契約(連続する3つ以上の年産についての契約をいう。以下同じ。)については、以下の①から③のいずれも満たすものを加算対象とする。

- ① 複数年契約における補助対象年産の契約総量が1,000実トン以上であること。
- ② 補助対象年産の前年産に複数年契約取引がある場合は、補助対象年産の契約総量が補助対象年産の前年産の契約総量以下かつ個別の契約において補助対象年産の契約数量が補助対象年産の前年産の契約数量以下でない契約であること。
- ③ 補助対象年産を取引初年とする契約であること。

(3) 加算に係る留意事項

- ① 複数年契約加算と収穫前契約加算の重複加算は行わず、複数年契約加算を適用する。
- ② 複数年契約の次年産以降については、収穫前契約加算を適用する。

(別記2)

金利倉敷料の助成額は、様式第1号別添1-4により算出される助成対象米穀の月別金利倉敷料助成単価を用いて様式第1号別添1-5の1により算出される額とする。

なお、助成額算出に当たっては、以下の点に留意することとする。

- ① 支援対象米穀の保管倉庫への入庫前に販売契約が締結されている場合には、入庫日の属する月から助成する。
- ② 事業実施年度の前年3月末迄に販売契約が締結されている場合には、事業実施年度の4月から助成する。

2 現物市場のシステム開発・導入支援

取組内容	補助対象経費	補助率
システム開発・導入支援	賃金、役務費、使用料及び賃借料、消耗品費、委託費	1/2 以内

3 業務用米等の安定取引拡大支援

取組内容	補助対象経費	補助率
業務用米等の安定取引拡大に係るセミナーや商談会等の開催	旅費、謝金、賃金、使用料及び賃借料、役務費、通信運搬費、印刷製本費、広告宣伝費、消耗品費、委託費	定額

(様式第1号)

番 号
年 月 日

(事業承認者) 殿

住所

団体名

代表者の役職及び氏名

㊞

米穀周年供給・需要拡大支援事業の事業実施計画の承認（変更）申請について

米穀周年供給・需要拡大支援事業実施要領（平成27年4月9日付け26生産第3472号農林水産省生産局長通知）第2の3の規定に基づき、様式第1号別添〇の事業実施計画を作成（変更）したので、承認を申請する。

1 目的

--

2 取組方針

以下について記載すること。

- ① 米穀の集荷状況の概要を説明。当年産及び過去3年間の集荷数量も記載。
- ② 米穀の販売環境、契約進捗の度合いの概要を説明。
当年産及び過去3年間の同時点での契約数量も記載。
- ③ ①、②を踏まえた事業の取組方針及び目標(1の目的及び3の取組内容に即した定量的な目標とし、輸出向けの販売促進等の取組及び業務用向け等の販売促進等の取組を行う場合は、当該取組が評価可能な目標を含めること。)

※ 取組方針の記載内容について詳細が分かる資料を添付。ただし、前年度の申請等において添付した資料であって、内容に変更がないものについては、その資料の名称及び提出日を記載した一覧表を添付することをもって、資料の添付に代えることができる(以下各項目において同じ。)

3 取組内容

以下の取組ごとに実施しようとする取組内容を具体的に記載すること。

- ① 周年安定供給のための長期的な販売の取組
- ② 輸出向けの販売促進等の取組
- ③ 業務用向け等の販売促進等の取組
- ④ 非主食用への販売の取組

※ 取組の詳細が分かる資料を添付。

4 取組の実施に当たっての積立ての状況

以下について記載すること。

- ① 積立ての対象者、人数(概算)
- ② 積立ての方法、用途、時期、積立ての金額(申請時点)、積立ての総額(又は見込み)

※ 積立ての方法、用途、管理に関するルールの詳細が分かる資料を添付。

(様式第1号別添1-2)

周年安定供給のための長期計画的な販売の取組に係る月別金利倉敷料単価算出票

1 金利倉敷料単価のうち金利相当額の算出

品種名	等級	生産者への支払額 (仮払金額又は買取金額) ①	詳細区分 (品種名、等級以外の仕分内容)	長期計画的販売 対象数量 ②	対象米穀に係る 支払額 ③=①×②÷60kg	対象米穀に係る 支払単価 (加重平均単価) (C)=(B)÷(A)×1,000kg
		(円/60kg)		(kg)	(円)	(円/トン) (C)
合 計				(A)	(B)	

- (※1) ①欄の生産者への支払額については、本取組の対象米穀に係る仮払金額又は買取金額を記入すること。ただし、同一品種において品質及び出荷時期等によって複数の支払額がある場合であって、対象米穀に係る支払額を区分することが困難な場合には、当該品種の支払額ごとの出荷数量等による加重平均額(出荷数量等による加重平均も困難な場合は当該品種の最低支払額)を記入すること。また、事業実施計画であって事業実施年度内に追加支払等が見込まれる場合には、見込額を記入すること。
- (※2) ①欄の支払額について根拠資料を添付すること。
- (※3) ①欄及び(c)欄については加重平均により円未満が生じた場合には円未満を四捨五入することとし、③欄については円未満を切り捨てること。

2 月別金利倉敷料助成単価の算出

	金利負担への助成単価		倉敷料助成単価 (一律単価) ⑥	月別金利倉敷料 助成単価 ⑦=⑤+⑥	
	適用金利 ④	助成単価 ⑤=(C)×④÷12月 ×補助率(1/2)			
	(%/年)	(円/トン)	(円/トン)	(円/トン)	
生産年の翌年4月			416		
5月					
6月					
7月					
8月					
9月					
10月					
11月					
12月					
生産年の翌々年1月					
2月					
3月					

- (※1) ④欄の適用金利については、1の表の生産者への支払額に係る借入金に対して適用される金利を月ごとに記入すること。ただし、複数の金融機関からの借入等により異なる金利がある場合であって、対象米穀に係る借入金に対する金利を区分することが困難な場合には、借入金残高等による加重平均値(借入金残高等による加重平均も困難な場合は当該月の最低金利)を記入すること。また、事業実施計画であって事業実施年度内に金利の変動が見込まれる場合には、見込率を記入すること。
- (※2) ④欄の適用金利については、政策統括官が別に定める金利を上限とする。
- (※3) ④欄の適用金利について根拠資料を添付すること。ただし、事業実施計画であって見込率の場合には添付を省略できる。
- (※4) ④欄については加重平均を行う場合には小数点第4位を四捨五入することとし、⑤欄については円未満を切り捨てること。

(様式第1号別添1-3)

周年安定供給のための長期計画的な販売の取組に係る経費算出票(国費助成分)

1 金利倉敷料助成額

販売引渡月 補助対象開始期間 (販売契約締結日の翌月から)	生産年の翌年 11月			12月			翌々年 1月			2月			3月			補助対象開始期間別 計			
	引渡数量 ①	単価 ②	助成額 ③= ①÷1,000×②	引渡数量 ④	単価 ⑤	助成額 ⑥= ④÷1,000×⑤	引渡数量 ⑦	単価 ⑧	助成額 ⑨= ⑦÷1,000×⑧	引渡数量 ⑩	単価 ⑪	助成額 ⑫= ⑩÷1,000×⑪	引渡数量 ⑬	単価 ⑭	助成額 ⑮= ⑬÷1,000×⑭	⑯= ①+④+⑦+⑩+⑬	⑰= ③+⑥+⑨+⑫+⑮	⑱	⑲= ⑰÷⑱×1,000÷ ⑯
生産年の翌年の4月	(キログラム)	(円/トン)	(円)	(キログラム)	(円/トン)	(円)	(キログラム)	(円/トン)	(円)	(キログラム)	(円/トン)	(円)	(キログラム)	(円/トン)	(円)	(キログラム)	(円)		(円/トン)
5月																			
6月																			
7月																			
8月																			
販売引渡月別 計																			(A)

(※1) 補助対象開始期間から販売引渡月までの各単価欄については、様式第1号別添1-2の2(月別金利倉敷料助成単価の算出)の⑦の月別金利倉敷料助成単価の該当月分までを合計(販売引渡月は1/2を乗じる。)して記入すること。

(※2) 補助対象開始期間別の平均保管月数については、販売引渡月ごとの引渡数量により加重平均すること。なお、年度平均の算出に当たっては、各補助対象開始期間別の平均保管月数に当該期間の引渡数量を乗じて加重平均し、小数点第3位を四捨五入すること。

(※3) 販売引渡月ごとの助成額の算出に当たっては円未満を切り捨てること。

(※4) ⑲欄については円未満を四捨五入すること。

2 収穫前契約及び複数年契約加算額

	収穫前契約加算			複数年契約加算											加算額 計	
				産年の7月末迄の契約分			産年の12月末迄の契約分			産年の翌年3月末迄の契約分			計			
	対象数量 ①	単価 ②=(A)×2	加算額 ③= ①÷1,000×②	対象数量 ④	単価 ⑤=(A)×3	加算額 ⑥= ④÷1,000×⑤	対象数量 ⑦	単価 ⑧=(A)×2	加算額 ⑨= ⑦÷1,000×⑧	対象数量 ⑩	単価 ⑪=(A)	加算額 ⑫= ⑩÷1,000×⑪	対象数量 ⑬=④+⑦+⑩	加算額 ⑭=③+⑥+⑨+⑫	対象数量 ⑮=①+③	加算額 ⑯=③+⑭
合 計	(キログラム)	(円/トン)	(円)	(キログラム)	(円/トン)	(円)	(キログラム)	(円/トン)	(円)	(キログラム)	(円/トン)	(円)	(キログラム)	(円)	(キログラム)	(円)

(※) 単価については、年度平均単価(1(金利倉敷料助成額)の(A)欄)に別記1の2の(1)又は(2)に定める契約区分及び契約時期ごとに加算割合を乗じること。

3 集約経費助成額

	対象数量 ①	単価 ②	助成額 ③= ①÷1,000×②
合 計	(キログラム)	(円/トン)	(円)
		2,040	

4 国費助成額合計

1 金利倉敷料助成額	(円)
2 収穫前契約及び複数年契約加算額	
3 集約経費助成額	
合 計	

(様式第1号別添1-4)

非主食用への販売の取組に係る月別金利倉敷料単価算出票

1 対象米穀に係る支払単価の算出

品 種 名	等 級	生産者への支払額 (仮払金額又は買取金額) ①	詳細区分 (品種名、等級以外の仕分内容)	非主食用への販売 対象数量 ②	対象米穀に係る 支払額 ③=①×②÷60kg	対象米穀に係る 支払単価 (加重平均単価) (C)=(B)÷(A)×1,000kg
		(円/60kg)		(kg)	(円)	(円/トン) (C)
合 計				(A)	(B)	

- (※1) ①欄の生産者への支払額については、本取組の対象米穀に係る仮払金額又は買取金額を記入すること。ただし、同一品種において品質及び出荷時期等によって複数の支払額がある場合であって、対象米穀に係る支払額を区分することが困難な場合には、当該品種の支払額ごとの出荷数量等による加重平均額(出荷数量等による加重平均も困難な場合は当該品種の最低支払額)を記入すること。また、事業実施計画であって事業実施年度内に追加支払等が見込まれる場合には、見込額を記入すること。
- (※2) ①欄の支払額について根拠資料を添付すること。
- (※3) ①欄及び(c)欄については加重平均により円未満が生じた場合には円未満を四捨五入することとし、③欄については円未満を切り捨てること。

2 月別金利倉敷料助成単価の算出

	金利負担への助成単価		倉敷料助成単価 (一律単価) ⑥	月別金利倉敷料 助成単価 ⑦=⑤+⑥
	適用金利 ④	助成単価 ⑤=(C)×④÷12月 ×補助率(1/2)		
	(%/年)	(円/トン)	(円/トン)	(円/トン)
月			416	
月				
月				
月				
月				
月				
月				
月				
月				
月				
月				
月				

- (※1) ④欄の適用金利については、1の表の生産者への支払額に係る借入金に対して適用される金利を月ごとに記入すること。ただし、複数の金融機関からの借入等により異なる金利がある場合であって、対象米穀に係る借入金に対する金利を区分することが困難な場合には、借入金残高等による加重平均値(借入金残高等による加重平均も困難な場合は当該月の最低金利)を記入すること。また、事業実施計画であって事業実施年度内に金利の変動が見込まれる場合には、見込率を記入すること。
- (※2) ④欄の適用金利については、政策統括官が別に定める金利を上限とする。
- (※3) ④欄の適用金利について根拠資料を添付すること。ただし、事業実施計画であって見込率の場合には添付を省略できる。
- (※4) ④欄については加重平均を行う場合には小数点第4位を四捨五入することとし、⑤欄については円未満を切り捨てること。

(様式第1号別添1-5)

非主食用への販売の取組に係る経費算出票(国費助成分)

1 金利倉敷料助成額

販売引渡月 補助対象開始期間 (販売契約締結日 の翌月から)	月			月			月			月			月			補助対象開始期間別 計	
	引渡数量 ①	単価 ②	助成額 ③= ①÷1,000×②	引渡数量 ④	単価 ⑤	助成額 ⑥= ④÷1,000×⑤	引渡数量 ⑦	単価 ⑧	助成額 ⑨= ⑦÷1,000×⑧	引渡数量 ⑩	単価 ⑪	助成額 ⑫= ⑩÷1,000×⑪	引渡数量 ⑬	単価 ⑭	助成額 ⑮= ⑬÷1,000×⑭	⑯= ①+④+⑦+⑩+⑬	⑰= ③+⑥+⑨+⑫+⑮
月	(キログラム)	(円/トン)	(円)	(キログラム)	(円/トン)	(円)	(キログラム)	(円/トン)	(円)	(キログラム)	(円/トン)	(円)	(キログラム)	(円/トン)	(円)	(キログラム)	(円)
月																	
月																	
月																	
月																	
販売引渡月別 計																	

(※1) 補助対象開始期間から販売引渡月までの各単価欄については、様式第1号別添1-4の2(月別金利倉敷料助成単価の算出)の⑦の月別金利倉敷料助成単価の該当月分までを合計(販売引渡月は1/2を乗じる。)して記入すること。

(※2) 販売引渡月ごとの助成額の算出に当たっては円未満を切り捨てること。

2 バラ化経費助成額

	対象数量 ①	単価 ②	助成額 ③= ①÷1,000×②
合 計	(キログラム)	(円/トン)	(円)
		310	

3 運送経費助成額

	対象数量 ①	単価 ②	助成額 ③= ①÷1,000×②
合 計	(キログラム)	(円/トン)	(円)
		2,630	

4 集約経費助成額

	対象数量 ①	単価 ②	助成額 ③= ①÷1,000×②
合 計	(キログラム)	(円/トン)	(円)
		2,040	

4 国費助成額合計

	(円)
1 金利倉敷料助成額	
2 バラ化経費助成額	
3 運送経費助成額	
4 集約経費助成額	
合 計	

1 目的

--

2 取組方針

以下について記載すること。

- ① 既設の現物市場の概要を説明。市場の取引の仕組み、過去3年間の取扱数量、品種、銘柄等についても詳解すること。
- ② システムを開発・導入する市場についての概要を説明。取扱数量、品種、銘柄の見込み等についても詳解すること。
- ③ ①、②を踏まえた事業の取組方針及び目標(1の目的及び3の取組内容に即した定量的な目標とすること。)

※ 取組方針の記載内容について詳細が分かる資料を添付。ただし、前年度の申請等において添付した資料であって、内容に変更がないものについては、その資料の名称及び提出日を記載した一覧表を添付することをもって、資料の添付に代えることができる(以下各項目において同じ。)

3 取組内容

実施しようとする取組内容を具体的に記載すること。

※ 取組の詳細が分かる資料を添付。

(様式第1号別添3)

業務用米等の安定取引拡大支援 事業実施計画

1 目的

--

2 取組方針

以下について記載すること。 ① 業務用米等に係る売り手（産地・生産者）の意向 ② 業務用米等に係る買い手（中食・外食事業者）のニーズ ③ ①、②を踏まえた売り手と買い手の安定取引拡大に向けた取組方針及び目標（1の目的及び3の取組内容に即した定量的な目標とすること。）
--

※ 取組方針の記載内容について詳細が分かる資料を添付。ただし、前年度の申請等において添付した資料であって、内容に変更がないものについては、その資料の名称及び提出日を記載した一覧表を添付することをもって、資料の添付に代えることができる（以下各項目において同じ。）。

3 取組内容

実施しようとする取組内容を具体的に記載すること。

4 取組内容の詳細

内容	実施時期	開催日数	場所	参集目標	
				売り手	買い手
①売り手（産地・生産者）への事前説明					—
②セミナー					
③展示商談会					
④現地意見交換会					
⑤その他（シンポジウム等）					

※ 取組の詳細が分かる資料を添付。

5 事業成果の目標（事業終了後3年間での売り手と買い手の取引成約件数）

	展示商談会への売り手参加件数	うち取引成約件数
目標	件	件

(様式第2号)

番 号
年 月 日

(事業承認者) 殿

住所

団体名

代表者の役職及び氏名

印

米穀周年供給・需要拡大支援事業の事業実施状況等報告について

米穀周年供給・需要拡大支援事業実施要領（平成27年4月9日付け26生産第3472号農林水産省生産局長通知）第2の5の規定に基づき、様式第2号別添〇の事業実施状況報告を作成したので報告する。

周年供給・需要拡大支援 事業実施状況等報告

1 取組内容

以下の取組ごとに取組の実施状況を具体的に記載すること。

- ① 周年安定供給のための長期的な販売の取組
- ② 輸出向けの販売促進等の取組
- ③ 業務用向け等の販売促進等の取組
- ④ 非主食用への販売の取組

※ 取組の詳細が分かる資料を添付。ただし、事業実施計画(第2の3(3)の変更を行った場合は、変更後の事業実施計画)から変更があったものに限り添付すること(以下各項目において同じ)。

2 取組の実施に当たっての積立の状況

以下について記載すること。

- ① 積立ての対象者、人数
- ② 積立ての方法、用途、時期、積立ての金額、積立ての総額

※ 積立ての方法、用途、管理に関するルールの詳細が分かる資料を添付。

3 取組の評価

例えば、米穀の販売環境、契約進捗、集荷状況、在庫の変化等、取組によって生じた成果について記載すること。

なお、その際は様式第1号別添1-1の2で設定した目標の達成状況を評価すること。

※ 必要に応じて、詳細が分かる資料を添付。

(注) 周年安定供給のための長期計画的な販売の取組を行った場合であって、第2の3の規定に基づき作成した事業実施計画から変更があったときには、取組の実績に合わせて様式第1号別添1-2及び別添1-3を再度作成し、添付すること。また、非主食用への販売の取組を行った場合であっても同様とし、その場合には、様式第1号別添1-4及び別添1-5を再度作成し、添付すること。

(様式第2号別添2)

現物市場のシステム開発・導入支援 事業実施状況等報告

1 取組内容

取組の実施状況を具体的に記載すること。

※ 取組の詳細が分かる資料を添付。ただし、事業実施計画(第2の3(3)の変更を行った場合は、変更後の事業実施計画)から変更があったもの限り添付すること(以下各項目において同じ。)

2 取組の実施に当たっての現物市場の状況

既設の現物市場の状況、システムを開発・導入する市場についての概要などについて詳解すること。

※ 必要に応じて、詳細が分かる資料を添付。

3 取組の評価

取組によって生じた成果について記載すること。
なお、その際は様式第1号別添2の2で設定した目標の達成状況を評価すること。

※ 必要に応じて、詳細が分かる資料を添付。

(様式第2号別添3)

業務用米等の安定取引拡大支援 事業実施状況等報告

1 取組内容

取組の実施状況を具体的に記載すること。

※ 取組の詳細が分かる資料を添付。ただし、事業実施計画（第2の3（3）の変更を行った場合は、変更後の事業実施計画）から変更があったもの限り添付すること（以下各項目において同じ。）。

2 取組の実施に当たっての中食・外食向け業務用米の状況

これまでの生産者と中食・外食事業者の業務用米の取引状況や課題についてアンケートや関係者からの聞き取り等を通じ詳しく記載すること。

※ 取組を実施する前の中食・外食向け業務用米の取引状況が分かる資料を添付。

3 取組の評価

実際に成約した件数など、マッチングの成果について記載すること。
なお、その際は様式第1号別添3の2で設定した目標の達成状況を評価すること。

※ 必要に応じて、詳細が分かる資料を添付。

(様式第3号)

番 号
年 月 日

(事業承認者) 殿

住所
団体名
代表者の役職及び氏名

米穀周年供給・需要拡大支援事業のうち
業務用米等の安定取引拡大支援に係る事業成果状況報告について

米穀周年供給・需要拡大支援事業実施要領（平成27年4月9日付け26生産第3472号農林水産省
生産局長通知）第2の5の規定に基づき、下記のとおり報告する。

記

事業成果（業務用米等の販売数量等）

事業者名 (売り手)	事業年度 販売数量 ①	事業終了後の翌年度		事業終了後2年目		事業終了後3年目	
		販売数量 ②	比率 ③=②/①	販売数量 ④	比率 ⑤=④/①	販売数量 ⑥	比率 ⑦=⑥/①
	○トン (○者)	○トン (○者)		○トン (○者)		○トン (○者)	

※ 事業終了後、買い手との取引にて成約があった事業者ごとに、事業者名（売り手）及び販売数量、取引者数（買い手）等を記載する。また、可能な限り、取扱銘柄・価格や取引先の社名、住所等も資料として添付する。

(様式第4号)

番 号
年 月 日

(事業承認者) 殿

非主食用米の適正流通に関する誓約書

私は、(事業実施主体) ○○から買い受けた別添の契約に係る米穀について、米穀周年供給・需要拡大支援事業による国費支援を受けて非主食用として販売された米穀であることを理解しており、「米穀の出荷販売事業者が遵守すべき事項を定める省令」(平成21年農林水産省令第63号)に基づき用途限定米穀として主食用米と区分して管理するとともに、その全てを当該契約に基づく用途として使用することとし、転売及び当該用途以外へ転用しないことを誓約します。

また、この誓約を遵守していることを確認するために、当該米穀の受払に関する書類等について、買受年度の翌年度の4月1日から起算して5年間保管するとともに、地方農政局等の職員が行う調査に協力します。

なお、この誓約に反した場合に当方が不利益を被ることとなっても、異議は一切申し立てないことを申し添えます。

買受事業者名
住所
代表者氏名

印

(注) 本誓約書は当該誓約に係る契約書の写しを添付の上、事業実施主体を通じて事業承認者に提出すること。